

(あて先)

奈良市長

児童手当・特例給付 認定請求書

認定番号	
提出年月日	住記番号
・	・

請 求 者	ふりがな 氏名		生年月日		性別 男・女		
	個人番号		年 月 日		配偶者の有無 有・無		
	住所 奈良市						電話 ( ) 昼間連絡先 ( )
	加入している年金の種類 ア 厚生年金 オ 国民年金 イ 公務員共済 カ その他(未加入を含む) ウ 私学共済 エ 郵政共済		勤務先		1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年)		
配 偶 者	□ 公金受取口座を利用する □ 振込口座を指定する		銀行 農協 信用金庫		本店 支店 出張所		
	金融機関コード		支店コード		預金種別 口座番号 普通・当座		
	支払希望金融機関(認定請求者名義)				口座名義(カナ)		
の 見 3 童 月 へ 3 1 1 8 日 歳 ま に で 達 の す 間 に 日 あ い る 後 子 最 初	ふりがな 配偶者氏名		配偶者生年月日		1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年)		
	配偶者個人番号		年 月 日		□ 奈良市内 □ 奈良市外 (市・区・町・村)		
	配偶者住所 同居 別居		*住民票上別居の場合は住所を必ず記入		配偶者勤務先 1 公務員 2 公務員以外 無職 3 【専業主婦(夫)】		
	電話 ( )				* 1・2の場合、勤務先を必ず記入 電話 ( )		
備 考	窓口でのてん末をご記入ください。						
	窓口職員用チェック欄 当日 後日 不要 後日の場合の受領日						
	本人健康保険証 □□□ ( . . )						
	通帳コピー □□□ ( . . )						
	別居監護申立書 □□□ ( . . )						
1月1日時点の住所の年度確認 □							
申請理由 特例 出生 転入 受給者変更 その他 記入漏れ □							
※ 認 定 却 下	認定・却下年月日		支給開始年月		手当月額		
	令和 年 月 日		令和 年 月		区分 1・2 被用者・非被用者		
					受付印		
					千円		

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

問い合わせ・相談履歴の有無 有・無

注意

- 1 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。ただし、施設入所等で実際の居所が住記と異なる場合は住所欄に実際の居所を記入してください。
- 2 「個人番号」及び「配偶者の個人番号」の欄は、請求者及び配偶者それぞれの12桁の個人番号を記入してください。
- 3 「加入している年金の種類」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
  - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
  - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者または高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限る。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 4 「配偶者」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合にすべて記入してください。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 5 「児童」の欄は、請求者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての子について、記入してください。
- 6 児童が海外に留学している場合は、「出国年月日（海外留学の場合）」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月日）を記入してください。
- 7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者とその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者とその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 8 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって奈良市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者とその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 請求者（配偶者等）が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者（配偶者等）の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書。
  - ⑨ 市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受ける児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
  - ⑩ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類